

令和3年1月21日

会員各位

岐阜県行政書士会  
総務部長 寺井 英之  
(公印省略)

## 「コロナ社会を生き抜く行動方針」の改訂について

見出しにつき、岐阜県知事より「コロナ社会を生き抜く行動方針」の改訂（1月14日付変更）について（通知）の案内がありましたので、デジタル配信をさせて頂きます。今回、添付資料の資料1、参考資料1、参考資料2につきましてはすでに1月14日付等でデジタル配信させていただいた資料と重複しますので、除かせていただいております。（資料2のみを添付。）

尚、2月7日までが非常事態宣言となっておりますが、ご自身並びにご家族の方、ともどもお体ご自愛いただきますようお願い申し上げます。

# コロナ社会を生き抜く行動指針

令和2年 5月15日 策定  
(令和2年 6月 2日 変更)  
(令和2年 7月10日 変更)  
(令和2年 8月 1日 変更)  
(令和2年 9月 1日 変更)  
(令和2年 9月19日 変更)  
(令和2年11月25日 変更)  
(令和3年 1月 9日 変更)  
(令和3年 1月14日 変更)

岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部

## はじめに

- ・ 岐阜県は、新型コロナウイルス感染症対策に当たり、発生した複数のクラスター（集団感染）の終息など、これまで様々な経験を積み重ねてきた。
- ・ 岐阜県は、5月14日より特定警戒県及び緊急事態宣言指定区域の対象から除外されたが、新型コロナウイルスの感染防止対策の徹底は、皆さんにとって、ご自身及びご家族を守り、皆さんの事業、お客様や従業員を守る、極めて大切なことである。
- ・ 今後、第2波、第3波も予想されるコロナとの闘いは、長期戦に亘る可能性が高い。したがって、これからは「コロナとともににある（with corona）新しい日常（new normal）」、すなわち「コロナ社会」を生き抜いていかなければならない。  
本指針は、そのための方向づけとなるものである。

令和2年5月15日

## 【参考：緊急事態措置に関する経緯】

令和2年4月16日

「緊急事態措置を実施すべき区域（特定警戒県）」に指定

令和2年5月14日

上記指定の解除

令和3年1月14日

「緊急事態措置を実施すべき区域」に指定

## 目次

1 県民の皆さん	3
2 事業所・店舗	
(1) すべての事業所・店舗において対応すべき事項（共通事項）	4
(2) 共通事項に加え、事業所・店舗に応じ特に対応すべき事項（個別事項）	
① 飲食店（接待を伴う飲食以外）	7
② 小売業（スーパー・マーケット、各種物販店）	8
③ 観光業（宿泊施設、観光施設）	9
④ 遊技施設等 〔カラオケ店、ライブハウス、 パチンコ店、ゲームセンター等〕	10
⑤ 接待を伴う飲食店（「夜の街」）	12
⑥ スポーツジム、マッサージ、理美容業、合唱サークル、 カラオケ教室等、マージャン店	13
3 県の催事施設	
共通する事項	15
(1) 屋内の催事施設	16
(2) 屋外の催事施設	17
(3) 歌唱・演奏・演劇等のステージイベント	17

## 1 県民の皆さん

- あらゆる機会に、新型コロナウイルスが潜んでいることを意識し、一人ひとりが基本的な感染対策の習慣を身に着け、緩みなく日々を過ごしましょう。

### ○「人との距離確保」「マスク着用」「手洗い」習慣を

#### • 人との距離の確保

- 職場や外出先でのイスや行列等では、人との間隔を取りましょう。  
(できるだけ2m。最低1m)
- 在宅勤務や時差出勤を活用しましょう。
- できる限り予約を取って外出しましょう。

#### • マスクの着用

- 熱中症等の対策が必要な場合を除き、仕事や買い物などで外出するときは、必ずマスクを着用しましょう。(フェイスシールドやマウスシールドの単独使用は不可)

#### • 手洗いの励行

- 帰宅したときや、不特定多数の触れる部分に触った後は、必ず手を洗いましょう。

#### • 自らの体調管理の徹底

- 検温をはじめ、自らの体調確認を心がけ、体調不良の場合は、無理をして外出・出勤しないようにしましょう。

### ○高感染リスクから遠ざかりましょう

- 感染リスクが高まる3つの条件（密閉空間・密集場所・密接場面）が揃う場（注）には、近づかないようにしましょう。

（注）ナイトクラブ等接待を伴う飲食店、スポーツジムなど呼気が激しくなる室内運動の場など、感染の恐れが高い場所は特に注意しましょう。

## 2 事業所・店舗

- 本指針は、新型コロナウイルスの感染防止対策について、共通して実施していただくべき「共通事項」とともに、施設類型、業態ごとに特に留意する点を「個別事項」として示している。
- 今後、各事業者団体及び各事業者におかれては、この指針や各業界が定める業種別ガイドラインを参考として、具体的な「対策ガイドライン」や「運営マニュアル」を作成していただき、感染防止を徹底していただきたい。

### (1) すべての事業所・店舗において対応すべき事項（共通事項）

#### ① 実施体制

防止対策	具体的な方法・注意点
実効性のある対策実施	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 各事業所や店舗において、感染症防止対策の実施に責任を持つ「対策実施責任者」を選任。</li><li>○ 日々確認のための「チェックシート」を用意。</li><li>○ 発症時における迅速な利用者の追跡のため、あらかじめ連絡先を把握。</li></ul>

#### ② 密集対策

防止対策	具体的な方法・注意点
密状態の回避	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 利用者同士の間隔確保（できるだけ2m。最低1m）<ul style="list-style-type: none"><li>・ テーブル、イス等の削減等により確保。</li></ul></li><li>○ 行列の間隔確保（できるだけ2m。最低1m）<ul style="list-style-type: none"><li>・ 会計時等における行列の間隔を確保する床サイン等を実施。</li></ul></li></ul>
入場者の制限	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 入場制限<ul style="list-style-type: none"><li>・ 予約制の導入等による入場人数の制限・コントロールや、営業時間の短縮等。</li></ul></li></ul>

入場者の制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 入場時の健康確認           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発熱がある方その他風邪症状がある方は入場を控えていただく（ポスター等により徹底）。</li> </ul> </li> </ul>
従業員の対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 勤務体系・勤務場所の分散           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 在宅勤務、時差出勤等の徹底。</li> <li>・ 時間と場所を分散した休憩、食事等の徹底。</li> <li>・ 基礎疾患を有する従業員の配置に関する配慮（接客業務からの配置換え等）。</li> </ul> </li> </ul>

### ③ 密閉対策

防止対策	具体的な方法・注意点
密閉対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 頻繁な換気           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 複数の窓開けによる通気のよい換気、自動ドアの常時開放、換気扇の常時稼働、換気装置つきエアコンの使用、扇風機の外部へ向けての使用等。</li> </ul> </li> </ul>

### ④ 密接対策

防止対策	具体的な方法・注意点
飛沫対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 従業員のマスク着用（必須）           <ul style="list-style-type: none"> <li>（フェイスシールドやマウスシールドの単独使用は不可）</li> </ul> </li> <li>○ 入場者のマスク着用（励行徹底）           <ul style="list-style-type: none"> <li>（フェイスシールドやマウスシールドの単独使用は不可）</li> </ul> </li> <li>○ 対面場面の遮断措置           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテン等、パーティションで遮断。</li> <li>・ 会計時のキャッシュレス決済の積極的導入。</li> </ul> </li> </ul>

## ⑤ 衛生対策

防止対策	具体的な方法・注意点
手指の衛生	<p>○ 入口等での手指消毒等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入口及び施設内に、手指消毒設備を設置。</li> <li>・ 従業員及び入場者の手指消毒の徹底。</li> <li>・ ペーパータオルの設置(トイレ等での共用のタオル、ハンドドライヤーの使用禁止)。</li> </ul>
施設・物品の清掃・消毒	<p>○ 彻底した清掃・消毒</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 十分な清掃、特にトイレや不特定多数が頻繁に使用する場所の清掃・消毒を徹底(消毒用アルコール製剤、次亜塩素酸ナトリウムも有効)。</li> <li>・ テーブル、イス、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、つり革、エレベーターのボタン、不特定多数が触れる部分は、消毒の重点対象。 〔消毒が困難な部分(キーボードなど)について〕 では、使用者の手指消毒を徹底。</li> </ul>
廃棄物対策	<p>○ 密閉して廃棄</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鼻水、唾液等がついたごみは、ビニール袋に入れ、速やかに密閉して持ち帰り(ゴミ箱が用意できる場合は、しっかりと密閉して廃棄)。</li> <li>・ ごみの回収者は、必ずマスクや手袋を着用。</li> <li>・ マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹼と流水で手洗い。</li> <li>・ トイレの蓋を閉めて汚物を流すことを徹底。</li> </ul>
従業員の対策	<p>○ 毎日、従業員の健康チェック(必要に応じ検温)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 体調不良(家族も含む)の場合は必ず休養。</li> <li>・ ユニフォームや衣服は毎日洗濯ないし交換。</li> <li>・ 日頃の行動制限(3密などのリスクがある場所への移動を控える等)を徹底。</li> </ul>
入場者の周知	<p>○ 入場者への周知徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 体調不良時の入場自粛。途中で体調が悪くなった場合は直ちに従業員に申し出。</li> </ul>

(2) 共通事項に加え、事業所・店舗に応じ特に対応すべき事項（個別事項）

① 飲食店（接待を伴う飲食以外）

- 従業員と利用者の接触機会が多い、食事をする際にマスクを外す（飛沫感染のリスクが高まる）、会話が多い等の飲食業の特性から、以下の感染防止対策を実施。
  - ・ テーブル間にパーテーションを設置。テーブルでの会計実施。
  - ・ 入場待ちの行列ができる店は、予約制、整理券等を導入し、入場をコントロール。家族利用に限定することも考えられる。
  - ・ 列の間隔を確保する床サイン等を実施。
  - ・ 酒類の提供時間の短縮やテレビ上映の停止等により、滞在時間を短縮。
  - ・ 個室など密閉した部屋は、換気を徹底。
  - ・ 入店時の手指消毒の徹底。
  - ・ 多数の人が触れる部分（特に口が触れる物）は、重点的に消毒を実施。

（例）

- ・チケット自動販売機のスイッチ
- ・テーブル、イス、メニュー／ブック、呼出ベル
- ・水差し、爪楊枝入れ、調味料入れ等
- ・食器、コップ、箸、スプーン

（※ 使い捨て物品採用も検討）

- ・ 新聞・雑誌の撤去、使い捨て物品の利用等、共用物品を最小化。
- ・ 可能な限り大皿での取分け方式を控える。同様に、多数の人が共通の調理器具を使うビュッフェ方式（サラダバーを含む）も控える。
- ・ 歌唱を伴うパフォーマンス等、店内イベントを控える。
- ・ 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

（例）

- ・食事を終えたらマスクを着用しましょう
- ・空いている時間帯に食事をしましょう
- ・長時間の滞在は控えましょう
- ・レジに並ぶ際は距離を保ちましょう
- ・大声での会話は控えましょう
- ・発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください

## ② 小売業（スーパーマーケット、各種物販店）

○ 消費者が密集しやすくなる一方で、生活必需品を扱うケースが多く、事業継続が必要となる小売業の特性から、店舗の規模に応じながら、以下の感染防止対策を実施。

- ・ 休憩スペースやフードコートがある場合、テーブル、イスの削減等により、間隔を確保（四方を空けた席配置等）。
- ・ 高齢者、障がい者、妊婦の方等の優先スペース（テーブル、イス）を確保。また、混雑する場合、特定の時間帯を高齢者、障がい者、妊婦の方等に優先入店させる時間帯を設定。
- ・ タイムセール等の際、密集が発生しないよう工夫。
- ・ 入店時の手指消毒の徹底。
- ・ 多数の人が触れる部分は、重点的に消毒を実施。

- (例)
- ・ ショッピングカートの手すり
  - ・ 買い物かご
  - ・ セルフレジのタッチパネル
  - ・ レジテーブル
  - ・ 商品サンプル、展示商品

※ アパレル販売については、試着室を特に消毒対象とするとともに、飛沫がついた場合は申し出ていただく。

- ・ 試食コーナー、包装無し販売形式、従業員によるマイバッグへの詰め替えを取りやめること。
- ・ 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

- (例)
- ・ 必ずマスクを着用しましょう
  - ・ 買い物は少人数でしましょう
  - ・ 空いている時間に買い物をしましょう
  - ・ 短時間で買い物をしましょう
  - ・ レジで並ぶ場合は距離を保ちましょう
  - ・ 買いだめや買い急ぎは控えましょう
  - ・ 買い物の回数を減らしましょう
  - ・ 発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください

### ③ 観光業（宿泊施設、観光施設）

○ 不特定多数の方々が各地から集まり、また、宿泊以外にも食事や懇親の場としての共有スペースが多い特性がある宿泊施設については、以下の感染防止対策を実施。

- ・宿泊予約人数の制限（当面、利用者の地域制限を行う等の段階的移行も考えられる）。
- ・客室定員の制限（通常より少人数とする）。
- ・浴場、ロビー等の共用スペースは、可能な限り宿泊者別の時間設定を行うなど、利用者をコントロール。
- ・ナイトクラブやカラオケ、卓球等、これまでクラスター発生の経験がある施設やこれと同種の施設は、「3密」の状態を生じさせないよう格段の留意を払うとともに、開業する場合は、本指針の「1（2）④ 遊技施設等、⑤ 接待を伴う飲食店」部分の感染防止対策をさらに実施。
- ・マージャン牌等の貸出中止。浴場（サウナ含む）の消毒等管理徹底。
- ・多数の人が触れる部分（特に口が触れる物）は、重点的に消毒を実施。

- （例）
- ・テーブル、イス、メニュー書類、呼出ベル
  - ・水差し、爪楊枝入れ、調味料入れ等
  - ・食器、コップ、箸、スプーン
  - （※ 使い捨て物品採用も検討）
  - ・共同浴場のドアノブ、ロッカー、ドライヤー
  - ・ロビーのテーブル、カウンター
  - ・遊技設備（ゲーム等）のボタン、スイッチ
  - ・貸し出し器具
  - ・共同トイレのドアノブ、流水レバー
  - ・送迎バス等

- ・発熱がある方その他風邪症状がある方をチェックイン時に確認。
- ・利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

- （例）
- ・宿泊室以外では必ずマスクを着用しましょう
  - ・丁寧かつ頻繁な手指消毒を徹底しましょう
  - ・トイレをご利用後は蓋を閉めて流しましょう

- ・観光施設については、「3 県の催事施設」に記載の入場制限や対策を実施。

## ④ 遊技施設等

### <カラオケ店、ライブハウス>

○ 密集した状況で歌唱を行う特性のあるカラオケ店、ライブハウスについては、飛沫感染のリスクをできるだけ低減することが重要であり、以下の感染防止対策を実施。

- ・ 入室人数を制限し、利用者間の距離を確保。カラオケ店の場合は、小部屋のイスの削減、家族限定の利用等を実施。
- ・ 受付カウンターの受付及び会計の列の間隔を確保するための床サイン等の実施。
- ・ 滞在時間短縮のため、酒類の提供時間を短縮。
- ・ カラオケ店の個室は30分に1回以上、数分間程度、扇風機活用により扉から換気。館内の換気にも特に留意。
- ・ 歌唱にあたってのマスク着用又はパーティションの設置。スタンドマイクの活用。
- ・ 歌唱者以外の者の声援や応援、入り待ちや出待ちを控える。
- ・ 多数の人が触れる部分（特に口が触れる物）は、重点的に消毒を実施。

(例) 

- ・ カラオケ機のリモコン、マイク
- ・ 食器、コップ、箸、スプーン、調味料等  
(※ 使い捨て物品採用も検討)
- ・ テーブル、イス、メニューブック、電話、水差し等
- ・ 個室に除菌シート等を配置し、リモコンやマイクの消毒を利用者に励行

- ・ 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

(例) 

- ・ 歌唱中もマスクを着用しましょう
- ・ 空いている時間帯に利用しましょう
- ・ 長時間の滞在は控えましょう
- ・ レジや入店待ちの際は距離を保ちましょう
- ・ 大声での会話は控えましょう
- ・ 発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください

## <パチンコ店、ゲームセンター等>

○ 基本的には一人又は少人数で行う遊技であるものの、密閉された空間の中で密集が生まれやすい施設の特性から、以下の感染防止対策を実施。

- ・ 利用できるパチンコ台を一つ置きにする、ゲーム機数を削減する、距離を開ける等、複数人が密接する状況を削減する。
- ・ 自動ドアの常時開放等換気の徹底。
- ・ 飲食の禁止。
- ・ 大声で会話するリスクを避けるため、大音量でのBGMを控える。
- ・ 多数の人が触れる部分は、重点的に消毒を実施。

- (例)
- ・パチンコ台のハンドル等
  - ・スロット台のボタン、レバー等
  - ・玉、玉貸機スイッチ
  - ・メダル、メダル貸出機スイッチ
  - ・ゲーム機操作レバー、ボタン等

- ・利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

- (例)
- ・遊技中もマスクを着用しましょう
  - ・空いている時間帯に利用しましょう
  - ・長時間の滞在は控えましょう
  - ・レジや入店待ちの際は距離を保ちましょう
  - ・大声での会話は控えましょう
  - ・発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください

## ⑤ 接待を伴う飲食店（「夜の街」）

- 接待を伴う飲食店では、全国的にクラスターが多く発生しており、徹底的な感染防止対策が求められる。
- そのため、「共通事項」に定められた感染防止対策をしっかりと実行することに加え、ソーシャル・ディスタンシング（人と人との距離）の徹底をはじめとする対策を実施する。
  - ・ 対面接待を避けるための席の配置の見直しや入場制限等、従業員と利用者の間のソーシャル・ディスタンシングを徹底。
  - ・ 従業員及び利用者のマスク着用の徹底。
  - ・ 従業員、特に副業を有したり、派遣されている従業員については、健康チェックを徹底。
  - ・ カラオケの利用自粛、又はマスクを着用あるいはパーティションの設置の上で歌唱。
  - ・ 歌唱、ダンスを伴うパフォーマンス等、店内イベントの自粛。
  - ・ 大声での会話抑制のため、BGMの音量を控える。
  - ・ 更衣室、休憩室、シャワー室の清掃、除菌の徹底。
  - ・ つまみ等の食事は取り分けて提供する等、多数の人が共用する大皿等の食事提供方法は控える。
  - ・ 多数の人が触れる部分（特に口が触れる物）は、重点的に消毒を実施。

(例)   ・ テーブル、イス、メニュー・ブック、呼出ベル  
      ・ アイスペール、マドラー  
      ・ 水差し、爪楊枝入れ、調味料入れ等  
      ・ 食器、コップ、箸、スプーン  
          (※  使い捨て物品採用も検討)  
      ・ カラオケ機のリモコン、マイク

- ・ 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

(例)   ・ 必ずマスクを着用しましょう  
      ・ 長時間の滞在は控えましょう  
      ・ 大声での会話は控えましょう  
      ・ できるだけマスクを着用しましょう  
      ・ トイレをご利用後は蓋を閉めて流しましょう  
      ・ 発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください

- ・ 仮にクラスターが発生してしまった場合に検査等の対策を迅速に実施できるようにするため、利用者の連絡先を把握。

## ⑥ スポーツジム、マッサージ、理美容業、合唱サークル、カラオケ教室等、マージャン店

### <スポーツジム>

- スポーツジムは県内でクラスターが発生した施設であるが、マシン等の利用後の懇談がクラスター発生の原因と指摘があった。そのため、マシンの消毒等に加え、利用方法についても特に注意が必要である。
  - ・ マシンや座席数の削減等により距離を確保。
  - ・ 利用者同士の間隔が取れない場合等集団レッスンの中止も検討。
  - ・ 更衣室、休憩室等の利用制限による懇談（茶話会）の制限。
  - ・ 受付、会計等の列の間隔を確保する床サイン等の実施。
  - ・ 多数の人が触れる部分は、重点的に消毒を実施。

(例) 

- ・トレーニングマシン、トレッドミル
- ・ジムエリア及びスタジオのフロア、マット、ダンベル等

- ・ 更衣室、休憩室、シャワー室の清掃、除菌の徹底。
- ・ 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

(例) 

- ・必ずマスクを着用しましょう
- ・発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください
- ・長時間の滞在は控えましょう
- ・人と人との間隔を適切に保ちましょう
- ・大声での会話は控えましょう
- ・空いている時間帯に利用しましょう

### <マッサージ等>

- マッサージ等リラクゼーションは、施術者と利用者の身体的な距離が近く、機器等の消毒の徹底と飛沫感染防止に特に留意。
  - ・ 施術者、利用者双方のマスク着用等、飛沫感染リスクの低減。
  - ・ 施術が終了したあとのベッド等の消毒の実施、特に顔面が触れる部分の消毒の徹底、使い捨て物品の再利用の禁止の徹底、タオル等の施術ごとの交換、洗濯の徹底。
  - ・ 待合室での利用者間の距離の確保。

## <理美容業>

- 理美容業は、利用者と顧客の身体的距離が近く、器具（はさみ等）の消毒の徹底と飛沫感染防止に特に留意。
  - ・ 従業員、利用者双方のマスク着用等、飛沫感染リスクの低減。
  - ・ 待合室での利用者間の距離の確保。

## <合唱サークル、カラオケ教室等>

- 合唱は、県内クラスターの原因となった行為であり、合唱サークルやカラオケ教室等については、歌唱の際、特に留意が必要である。
  - ・ 大声または大人数での歌唱、声援行為は、屋外または、少人数毎に分けて行うこと。
  - ・ 歌唱者同士、又は歌唱者とそれ以外の者との間隔を確保。（できるだけ2m。最低1m。）
  - ・ 円陣になりお互いに対面した歌唱、声援行為の禁止。
  - ・ 歌唱する者以外はマスク着用。
  - ・ 歌唱が終わるたびに頻繁に換気。
  - ・ レッスンとレッスンの間隔は、換気・清掃等を十分に行えるだけの時間を設けること。

## <マージャン店>

- マージャン店は密状態になりやすく、複数の者がマージャン卓やマージャン牌などを触れる機会が多いため、特に留意が必要。
  - ・ マージャン卓は、アクリル板や透明ビニールカーテン等を設置し遮へいするなど工夫するとともに、マージャン卓の間隔を離して利用客の密集を防ぐこと。
  - ・ サイドテーブルに消毒液を設置。（可能であればマージャン卓1台当たり2個）
  - ・ マージャン牌、点棒等は定期的に消毒を実施。
  - ・ 飲食に際しては、少人数で待ち席を利用するよう勧め、対局中にアクリル板等の遮へい物がないマージャン卓で飲食する場合は、会話を慎むよう指導。

### 3 県の催事施設

市町村、民間の催事施設においても、以下を参考としていただきたい。

なお、各業界が定める業種別ガイドラインに則した感染防止策にも留意すること。

また、全国的な人の移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合は、当該イベント主催者とともに県に事前相談すること。

#### ※ 共通する事項

- 入場者数を制限し、滞在時間を短時間として管理運営。
- 来場者の連絡先の登録、確認（来場者の感染を確認した場合、他の来場者に速やかにメール連絡する「岐阜県感染警戒 QR システム」を活用）。また、接触確認アプリの利用を周知。
- 来場者の健康チェック（検温、マスク着用の確認）。
- 発熱等の症状がある来場者の参加自粛要請（その場合の払い戻し措置等の規定）。
- 可動席を使用する場合は、席と席の間隔を空けて設置し、固定席を使用する場合は、前後左右の隣接する席を空けて使用。
- 入場券販売所、案内所、入場ゲート、物販コーナーの会計場所等において、列の間隔を確保するための床サイン等を実施。
- 大声での発声、歌唱、声援又は近接した距離での会話が想定されるイベントについては、「(3) 歌唱・演奏・演劇等のステージイベント」による。
- 多数の人が触れる場所は、消毒を重点実施。
- 人と人の距離を安定して確保できない場合は、基本的に開催を控える。コンサートの立ち見等は控える。
- 無人施設においては、3密回避、手洗い・うがいの励行を看板掲示や職員巡回等により呼びかけ。
- 主催者や来場者に対し、適切な感染防止対策を踏まえた施設利用をするよう徹底（施設借上げ時の説明、チェックリストの提出等）。
- イベントを開催する際には、入退場時、休憩時間や待合場所等を含め3密回避を徹底。
- イベントの開催前後の移動中や移動先における感染防止のための適切な行動を促す。

- ・ イベントの規模要件（人数・収容率等）は以下のとおりとする（1イベントあたり。時間をずらす等の工夫は可能）。詳細は、令和3年1月13日付け「緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」に則る。

内 容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内、屋外ともに5,000人以下。</li> <li>・上記人数要件に加え、           <ul style="list-style-type: none"> <li>屋内にあっては収容定員の50%以内の参加人数。</li> <li>屋外にあっては人ととの距離を十分に確保できること（できるだけ2メートル）。</li> </ul> </li> <li>・併せて開催時間を20時までに短縮。</li> <li>・感染リスクが高まる3つの条件（密閉空間・密集場所・密接場面）は徹底的に警戒。密になりがちな集会も回避。</li> </ul>

### (1) 屋内の催事施設

- ・ 多数の人が触れる部分は、重点的に消毒を実施。

(例)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受付カウンター、待合イス、自動販売機のスイッチ</li> <li>・共用物（遊具、健康器具、アミューズメント系機器のボタン類、マイク等）</li> </ul>
-----	---

- ・ 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

(例)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必ずマスクを着用しましょう</li> <li>・空いている時間帯に利用しましょう</li> <li>・長時間の滞在は控えましょう</li> <li>・受付に並ぶ際は距離を保ちましょう</li> <li>・大声での会話は控えましょう</li> <li>・発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください</li> </ul>
-----	--

- ・ 以下のようなイベントの開催は控える。

(例)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グループ討論、ワークショップ方式の講座等</li> <li>・大声の発声を伴ったり、マスクの着用など感染防止対策の徹底ができないスポーツやレクリエーション</li> </ul>
-----	--

- ・ 可能な場合、入口と出口とを分離、また、見学ルートを設定。

## (2) 屋外の催事施設

- 遊具、アトラクションに関する感染防止対策（遊具等使用後の手洗いの励行周知、場合によっては使用制限等）を実施。
- 多数の人が触れる部分は、重点的に消毒を実施。

（例）・自動販売機のスイッチ  
・屋外トイレのドアノブ、流水レバー、遊具等
- 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

（例）・必ずマスクを着用しましょう  
・空いている時間帯に利用しましょう  
・長時間の滞在は控えましょう  
・受付に並ぶ際は距離を保ちましょう  
・発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください
- 屋内に比べて不特定多数が集まることが想定されるため、会場整理を行なう職員を十分に配置。
- 以下のようなイベントの開催は控える。

（例）・大声の発声を伴ったり、マスクの着用など感染防止対策の徹底ができないスポーツやレクリエーション

## (3) 歌唱・演奏・演劇等のステージイベント

- 歌唱や演奏、演劇等のステージイベントは、密閉空間で大声をあげたり、多くの観客が集まって密集する恐れがあるため、徹底した感染防止対策が求められる。
- 密閉空間で大声を発するもの等は、業界が策定したガイドラインによる厳格な対応を実施。

### ＜主催者・会場管理者＞

- 飛沫防止のため、ステージと観客席との間に十分な距離を確保。
- 観客の入退場時の密集回避。
- 出演者と観客が接触するような演出や企画はなるべく避けること。  
(例：握手会など)

**<ステージ出演者（歌唱者、演奏者など）>**

- ・ 出演者同士の間隔を確保。（できるだけ 2m。最低 1m。）
- ・ マイクは使い回しを禁止。また適宜消毒を実施。
- ・ 特に管楽器は個人管理を徹底し、他人が触れないようにする。
- ・ 観客が声をあげたり、接触するような演出の禁止。
- ・ 楽屋などでの 3 密回避。

**<観客>**

- ・ ステージ出演者への声援や歌唱の禁止。
- ・ ステージ出演者の入り待ち、出待ちの禁止。

**<ステージ出演者所属事務所>**

- ・ 所属タレント等、事務所関係者の、日頃の行動制限（3密などのリスクがある場所への移動を控える等）を徹底。
- ・ 毎日、所属タレント等、事務所関係者の健康チェック（検温、体調確認）。
- ・ 体調不良者を、ステージ本番、稽古、リハーサル、打合せ等へ参加させないよう徹底。
- ・ 稽古、リハーサル、打合せ、移動、休憩等、あらゆる場面（出演時を除く）でのマスク着用、手指消毒、3 密回避の徹底。
- ・ 稽古場、リハーサル会場、打合せ場所、移動中車内、楽屋等の換気、清掃、消毒の徹底。
- ・ 出演に際し、適切な感染防止対策が整っているイベントであるか事前に十分検討し、感染防止対策が不十分なイベントへは所属タレントを派遣しない。
- ・ 事務所スタッフや出演者家族等、関係者の帯同や立会いは必要最低限の人数とする。
- ・ ステージ衣装や小道具等は、使用の都度、洗濯ないしは交換。
- ・ 共同生活の場合における、手指消毒や 3 密回避等、基本的な感染防止対策の徹底。

## 「コロナ社会を生き抜く行動指針」にかかる新旧対照表

新	旧
<p>コロナ社会を生き抜く行動指針</p>	<p>コロナ社会を生き抜く行動指針</p> <p>令和2年 5月15日 策定            (令和2年 6月 2日 変更)            (令和2年 7月10日 変更)            (令和2年 8月 1日 変更)            (令和2年 9月 1日 変更)            (令和2年 9月19日 変更)            (令和2年11月25日 変更)            (令和3年 1月 9日 変更)  <u>(令和3年 1月14日 変更)</u></p> <p>令和2年 5月15日 策定            (令和2年 6月 2日 変更)            (令和2年 7月10日 変更)            (令和2年 8月 1日 変更)            (令和2年 9月 1日 変更)            (令和2年 9月19日 変更)            (令和2年11月25日 変更)            (令和3年 1月 9日 変更)</p>

「コロナ社会を生き抜く行動指針」にかかる新旧対照表

2/3

新	旧
はじめに (略)	はじめに (略)
	<u>令和2年5月15日</u>
<u>【参考：緊急事態措置に関する経緯】</u>	
<u>令和2年4月16日</u>	
「緊急事態措置を実施すべき区域（特定警戒県）」に指定	
<u>令和2年5月14日</u>	
上記指定の解除	
<u>令和3年1月14日</u>	
「緊急事態措置を実施すべき区域」に指定	
目次	目次
	1～2 (略)
	3 県の催事施設
	(2) 屋外の催事施設 ..... 1.7
	(2) 屋外の催事施設 ..... 1.6

## 「コロナ社会を生き抜く行動指針」にかかる新旧対照表

	新	旧
1 県民の皆さん	1 県民の皆さん (略)	
2 事業所・店舗	2 事業所・店舗 (略)	
3 県の催事施設	3 県の催事施設 (略)	<p>・イベントの規模要件（人数・収容率等）は以下のとおりとする（1イベントあたり。時間をずらす等の工夫は可能）。詳細は、令和3年1月13日付け「緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」に則る。</p> <p>・イベントの規模要件（人数・収容率等）は以下のとおりとする（1イベントあたり。時間をずらす等の工夫は可能）。詳細は、令和3年1月7日付け「緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」を準拠する。</p>

  

内 容	内 容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内、屋外とも5,000人以下。</li> <li>・上記入数要件に加え、 屋内にあつては収容定員の50%以内の参加人数。 屋外にあつては人ととの距離を十分に確保できること（できるだけ2メートル）。</li> <li>・併せて開催時間を20時までに短縮。</li> <li>・感染リスクが高まる3つの条件（密閉空間・密集場所・密接場面）は徹底的に回避。密になりがちな集会も回避。</li> </ul>	<p>人数上限 5,000人、かつ収容率 50%以下</p>